

第 1 回熊野川懇談会 議事骨子

開催日時 平成 16 年 10 月 30 日(土) 13:30~17:00

開催場所 新宮市立丹鶴小学校体育館

出席者: 委員 16 人(全員)、河川管理者 20 人、傍聴者約 90 人

(資料 1 熊野川懇談会委員 参照)

第 1 回熊野川懇談会が 2 部構成で開催された。第 1 部では、懇談会の規約、情報公開方法および今後の進め方などについて議論された。第 2 部では、作家の神坂次郎氏、橋本卓爾和歌山大学経済学部教授、山本殖生新宮市熊野学情報センター準備室長(以上熊野川懇談会委員)、松村一男京都大学防災研究所地震予知研究センター助教授をパネリストに迎え、熊野の文化、世界遺産、暮らしと災害などに関する話題が提供された。第 1 部の議事骨子は以下のようである。

1. 熊野川懇談会の設立について

熊野川懇談会の設立に関する主旨説明が河川管理者(近畿地方整備局河川部長)によってなされた。また、懇談会の構成員や運営のあり方等に関する答申までの経緯についての説明が設立準備会委員長によってなされた。

2. 規約について

熊野川懇談会の設置、目的、運営等を定める規約案について審議され、承認された。本懇談会の規約は平成 16 年 10 月 30 日から施行される。(資料 2 規約 参照)

3. 委員長の選出及び委員長代理の指名

懇談会委員の互選により江頭委員(立命館大学教授)が委員長に選出された。また、委員長代理に竹中委員(株和歌山放送相談役)と椎葉委員(京都大学大学院地球環境学学教授)が指名された。

4. 庶務について

規約に基づき、庶務を近畿地方整備局の委託を受けた民間企業(三井共同建設コンサルタント株)とした。(庶務は懇談会の指示により、資料作成、懇談会の議事運営補助等の作業を中立的な立場で行う。)

5. 情報公開方法について

懇談会の開催案内、審議資料、審議結果等に関する公開および傍聴等に係わる事項を定める情報公開方法案について審議され、決定された。(資料 3 情報公開方法 参照)

6. 今後の進め方について

第 2 回懇談会の議事内容について次のような意見交換があった。

- ・ 議事内容については、流域概要のほか、委員からだされた意見を参考にして決める。
- ・ 開催場所、日時については、各委員のスケジュール等を調整し定める。

資料1 熊野川懇談会委員

(五十音順・敬称略)

氏名	専門分野	所属	備考
井伊 博行 い い ひろゆき	水循環、水質（河川、地下水）	和歌山大学システム工学部教授	
浦木 清十郎 うらき せいじゅうろう	歴史・文化、観光、林業	浦島観光ホテル(株)会長	
江頭 進治 えがしら しんじ	河川・砂防（流砂系）	立命館大学理工学部教授	委員長
木本 凱夫 きもと よしお	農業水利	三重大学生物資源学部助教授	
清岡 幸子 きよおか ゆきこ	地域の特性に詳しい（新宮市）	新宮商工会議所女性会会長	
神坂 次郎 こうさか じろう	歴史・文化	作家、劇作家	
椎葉 充晴 しいば みちはる	水文・水資源	京都大学大学院地球環境学学教授	委員長代理
高須 英樹 たかす ひでき	植物、生態系	和歌山大学教育学部教授	
瀧野 秀二 たきの しゅうじ	水生生物、植物	和歌山県立新宮高等学校教諭	
竹中 文博 たけなか ふみひろ	広報	(株)和歌山放送相談役	委員長代理
津田 晃 つだ あきら	地域の特性に詳しい(野迫川村)	(有)津田林業代表取締役	
中島 千登世 なかしま ちとせ	地域の特性に詳しい(新宮市)	河川を美しくする会副会長	
橋本 卓爾 はしもと たくじ	農業経済、地域政策	和歌山大学経済学部教授	
間瀬 肇 ま せ はじめ	海岸・海域災害	京都大学防災研究所助教授	
山本 殖生 やまもと しげお	熊野の歴史・文化・信仰	新宮市熊野学情報センター準備室長	
吉野 隆治 よしの りゅうじ	発電水力、水源地域対策	(社)電力土木技術協会専務理事	

参考資料2 熊野川懇談会規約

第1条 本規約は、「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という。）の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

（設置）

第2条 懇談会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置する。

（目的）

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画（直轄管理区間）」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

（懇談会運営）

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は懇談会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。
2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が召集する。
2. 懇談会の運営（議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表）は懇談会が行う。
3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。
5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。
6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く（書面を含む）ことができる。
7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。
8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

（情報公開）

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。
2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

（庶務）

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。
会議資料（案）の作成、議事録（案）の作成、会議内容のとりまとめ（議事骨子）及び公表資料（案）の作成、懇談会の議事・運営補助、その他

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

（雑則）

第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面（メール、FAX、原稿送付等）でのみ受け付ける。

第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

（付則）

第12条 この規約は、平成16年10月30日から施行する。

参考資料3 熊野川懇談会情報公開方法

- 第1条 熊野川懇談会規約第7条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。
- 第2条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。
- 第3条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する。
2. 懇談会の傍聴は、先着順とする。
- 第4条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。
- 第5条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会のホームページ、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。
2. 議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。
3. 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、懇談会ホームページで公開する。
- 第6条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。